

習志野市農業委員会総会議事録

令和6年第6回習志野市農業委員会総会は令和6年6月6日（木曜日）に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時30分

2. 委員の出欠席 16名中 15名出席 欠席1名（網掛け）

（委員氏名）

1 番 渡邊 喜代美	2 番 廣瀬 克久	3 番 市角 明彦
4 番 都築 博文	5 番 中臺 明	6 番 金子 光雄
7 番 中野 政博	8 番 村山 茂男	9 番 江口 勝洋
10 番 三代川 浩一	11 番 矢野 泰宏	12 番 関口 昌弘
13 番 渡邊 幸枝	14 番 江口 明美	
会 長 三代川 彦博	会長職務代理者 櫻井 茂雄	

3. 議事録署名人

3 番 市角 明彦 4 番 都築 博文

4. 報告案件

報告第 1 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第3－1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願（相続）について
報告第3－2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願（相続）について
報告第 4 号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出書
について
報告第 5 号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告書について

5. 閉会時間 午前 9時55分

議 長	それでは、定刻になりましたので、ただ今より、令和6年第6回習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日は、5番、中臺 明委員から欠席される旨のご連絡がありましたので、よって、農業委員16名の内、15名の出席により、本日の総会は成立をいたしました。 次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定により議長より指名させていただきます。 3番、市角 明彦委員、4番、都築 博文委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日の総会に付議された議案はありません。 報告事項のみとなり、報告件数は6件でございます。 それでは、早速報告事項に入ります。 報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知及び、報告第2号の農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理通知です。 事前に総会資料を皆様に配布してありますので目を通していただいていると思いますが、質問等の有る方は、挙手願います。 事務局、何か補足説明はありますか。
事務局	補足説明はありません。
議 長	はい。ありがとうございます。 委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。質問等が無ければ、次にまいります。 続きまして、報告第3－1号及び報告第3－2号ですが、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについてです。 事務局、何か補足説明はありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	……… 暫時休憩中、事務局から補足説明 ………
議 長	事務局、ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。

議 長	それでは、現地調査に同行いただきました関口委員から、報告をお願いします。
関口委員	はい。報告第3－1号と第3－2号の対象地は、適正に管理されておりましたので、全く問題ありませんでした。
議 長	関口委員、報告ありがとうございました。 同じく、現地調査に同行いただきました渡邊 幸枝委員、何かお気づきの点などありましたら報告をお願いします。
渡邊委員	はい。適正に管理されて、きれいになっておりました。 何ら問題ありません。
議 長	渡邊 幸枝委員、ありがとうございました。 それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 はい。櫻井委員、どうぞ。
櫻井委員	はい。報告第3－2号の対象地については、事務局の説明の中で、生産緑地との説明がありました。 こちらの証明願いは、3年に1度必要となるとの事ですが、生産緑地から特定生産緑地に変ったとしても本人が生きている以上、3年に1度、証明書の取得を行わなければならないのでしょうか。
議 長	ただ今の質問について、事務局説明をお願いします。
事務局	はい。お答えします。 納税猶予の適用条件として、営農が条件となりますので、本人がご存命である以上は、3年に1度証明書の取得が必要となります。
議 長	はい。ありがとうございます。 これに関連して、確認いたしますが、市街化区域の農地について、納税猶予を受けられたい場合は、生産緑地の指定を受けなければいけなかったと記憶しておりますが、間違いありませんか。
事務局	はい。その通りでございます。 納税猶予制度は、租税特別措置法によって定められた制度でございます。

事務局	納税猶予制度は営農を続けていくことを条件に、相続した農地を担保として提供するものであり、対象となり得る農地は、農業振興地域内の農地又は生産緑地に指定された農地に限られております。 これは、農地法による転用の制限や生産緑地法による行為の制限が規定されており、中途廃業を抑止しているためであります。 最後に、生産緑地は、指定期間が30年間、特定生産緑地では、10年間となっておりますが、対象者がご存命中は、指定を続けていかなければなりません。 対象者がお亡くなりになった場合には、生産緑地の買取申し出案件として皆様にご審議いただいているところです。 説明は以上です。
議 長	事務局、ありがとうございました。 この他、質問ありませんか。 よろしいでしょうか。 それでは、続きまして、報告第4号に移ります。 報告第4号は、農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出書についてです。 事務局、何か補足説明はありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	……… 暫時休憩中、事務局から補足説明 ………
議 長	はい。ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいでしょうか。 質問等が無ければ、次にまいります。
議 長	続きまして、報告第5号ですが、農地法第4条及び第5条許可に伴う工事完了報告書についてです。 事務局、何か補足説明はありますか。
事務局	……… 暫時休憩中、事務局から補足説明 ………

議 長	はい。ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、現地確認をされた関口委員よろしいでしょうか。
関口委員	はい。対象地に転用目的のとおり、住宅が完成していることを確認しました。
議 長	はい。関口委員、ありがとうございました。 それでは、委員の皆様、何か質問などありませんか。 よろしいでしょうか。 質問等が無いようでしたら、以上を持ちまして、令和6年第6回習志野市農業委員会総会を終了いたします。